

Title	地主層の構成
Sub Title	Changes in the strata of the landowner class since 1908
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.8 (1952. 8) ,p.511(1)- 544(34)
JaLC DOI	10.14991/001.19520801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

シユムペーター著 中山伊知郎 監修
東畑 精一

十大經濟學者

重 版
A5四六八頁
定價六五〇圓

—マルクスからケインズまで—

過去一世紀の間に經濟思想の形成に最も影響を與えた
マルクス(中山・東畑) ワルラス(安井 琢磨) 名
メンガー(安井 琢磨) マーシャル(山田 雄三) 名
パレート(古谷 弘) ボーエム(東畑 精一) 名
タウシツグ(都留 重人) フイツシャル(久武 雅夫) 名
ミツチエル(高橋長太郎) ケインズ(鹽野谷九十九) 名
の學說の生成發展を傳記的に極めて興味深く叙述したもの

戸田 正雄 譯 重 版

マーシャル 經濟學 入門 A5五八四頁
定價六〇〇圓

森田 優三 著 新 刊

統計 概 論 並製三〇〇圓
上製四〇〇圓

多年の統計作成の經驗と統計教育の造詣とによる蘊蓄を傾けて著わされたもので豊富な圖や表を驅使して統計の基礎的知識を體系的に與える。教科書参考書として好適である

東京橋三ノ四
振替東京一六番 日本評論新社

一九五三年新版 九月發賣 三八〇圓 千四〇圓

慶應義塾入學案内

最近四カ年入試問題集

幼稚園から大學まで全慶應義塾の入學試験問題を全部収録、あわせて詳細な學内紹介記事を掲載した最も完備せる入學案内。受験者必携の書。
【附】英語模擬試験—慶大教授三氏の出題、回答者には添削指導を行う。

田村 芳雄 著 英語の教室 四〇〇圓

慶大の入學指導に三十年の經驗をもち驚異的な成功率を収めてきた著者が、確信をもつて推薦する英語學修の秘訣。初歩から大學までの譯讀・文法・作文を総合的に把握できる。

九大教授 中 脩三 著 二七〇圓 千三〇圓

できる子供でできない子供(腦髓の發達と教育)

幼時からの両親や教師の注意一つで、できる子供にもなり、できない子供にもなる。それにはまず腦髓のはたらきに就て正しい知識をもつことが必要である。精神衛生學の第一人者が新しい教育のあり方を説いた名著。中央児童福祉審議會・各縣教育委員會等推薦。第五版發賣中。

型版 福翁自傳 一二〇圓

庫定 富田正文 著 學問のすゝめ 八〇圓

文法 富田正文 著 學問のすゝめ 千一六圓

御近所の書店へ御注文ください

慶 應 通 信

東京芝居町
三田豐岡

振替口座番號
東京 155497

地主層の構成

小池 基 之

農地改革は、半封建的な日本資本主義の土壤としての零細農耕を規定してきた地主制——「農地改革についての連合軍最高司令官覺書」の指摘によれば「封建的抑壓の數世紀にわたつて日本の農民を奴隸化してきた」(農林大臣官房渉外課「司令部覺書集」・附録六五頁)——を解體することによつて、日本農業の展開の、また日本土地制度上の、したがつてまた日本資本主義の劃期たるべきものであつた。農地改革は、第一に、解放地を農地に限定し(昭和二十二年の第一回國會で農地解放と同様の方式による牧野解放の規定が新たに加えられ、薪炭林、採草地、放牧地についての使用權設定に關する規定が設けられた)、山林や市街地における土地所有は除外されたこと、第二に、都府縣平均一町歩、北海道平均四町歩の貸付地保有が認められ、矮小化された規模においては、地主的土地所有が保持殘存せしめられたこと、第三に、しかも小作料は金納化され、その金納換算に際しては米一石七五圓、大麥二四圓三〇錢、裸麥三六圓三七錢、小麥四四圓四三錢、大豆四三圓八八錢が基準價格とされ(昭和二十五年九月十一日農林省告示第二百七十七號によつて小作料の統制基準は七倍に引上げられた)、反收見積に對する小作料率は昭和二十一年六%、二十二年三%、二十三年一%、昭和二十五年においても四%(農林省農地局農地課「農地問題に關する統計資料」〔昭和二十七年版〕七七頁)にすぎなくなつたこと

地主層の構成

一 (五一一)

と、第四に、耕作者の耕作面積(自作地及び小作地の計)に、都府縣平均三町歩、北海道平均十二町歩の限界が設けられ、また農地買収の時点を昭和二十年十一月二十三日現在におくことによつて、寄生地主の自作化の途は法令上認められなかつたこと、等の條件のもとでおこなわれ、したがつて、一方では廣汎な自作農創設という形をとり、同時に他方では地主寄生化の經濟的基礎を喪失せしめた點に、その性格が示される。それは、矮小化された規模においてではあるが寄生地主を存続せしめ、また山林所有に地主制残存の一つの據點を残しながら、きわめて低率の小作料としたがつて低い買収地價によつて、地主制を解體乃至は變貌せしめ、耕作面積擴大化の制限と、僅少の保有地への依存のもとで、地主層は、農地所有の面では、經濟的にきわめて無力なものとなつたのである。地主保有地の制限と耕作面積擴大化の制限とは土地取上げ、擬裝自作、分家による保有地の増加等にあらわれた地主攻勢(その頂點としての違憲問題)を農地改革に對する阻止的な要因とし、農地改革を地主的勢力と農民の勢力との對立の場たらしめたとしても、また、農地改革の實行機關であつた農地委員會に地主代表が参加し、その有力な地位を占めて活動したとしても、そのような點から、直ちに、農地改革を「地主的改革」と規定することは出来ない。地主的勢力は、すくなくとも農地所有の面では、無力化されたのである。

けれどもまた、地主的土地所有に對して農地改革が果した意義と役割を充分に考慮に入れるとするならば、「この改革は要するに自作農創設のたゞい一つそう徹底化されたものにすぎない」(大内力「日本農業の財政學」二九五頁)といひきつてしまうことも出来ない。かつて、自作農創設が日本資本主義の農業政策としておこなわれてきたということは、地主制擁護のうえに立つた自作農創設としてであつたのである。「この農地改革がけつして問題の終局的な『解決』ではない」(同上三一五頁)ことは、その性格から當然いふところであるが、それは、「その本質はこれまでの農地

政策のいつその展開にほかならない」(同上三〇二頁)といふことではないし、またそのことに基くものでもなし。すでに、農村社會における直接的支配者としての地主階級の轉身あるいは消滅と、農地改革後における新しい支配層として、多かれすくなかれ中・富農的な上層農民の進出がみられ、改革後の農村における階級構成を貫く軸の變化、またそれともなう農村支配層の支配形態の變化が指摘されているのである。農村社會構造の變化、したがつて農地改革を劃期とする日本資本主義の構造變化が、農地改革の意義確定のための視點をあたえることになるであろう。農地改革の意義の確定は、日本資本主義における地主制の機構の分析を不可避とするといふべきである。

* 日本の地主制に對する見解の一端は、農民運動に關するつぎのような見解に、これをうかがうことが出来る。

「農民を窮乏せしめ没落せしめるのが資本主義それ自體の發展であるとしても、それは特定の資本家なり、資本家階級なりが直接農民に對立して彼等を搾取しているためではない。むしろ農民が没落するのは、彼等が何らかのいみで搾取され收奪されているからにほかならないが、しかしそれはいわば全機構的なものとして、とくに價格關係をつうじておこなわれる。……これに對して、對地主の問題を考えれば、ここでは地主は直接に小作農に對立するものとして、しかも多くは同じ村内にあらわれてくる。そして小作農や自作農にとつては小作料の負擔は重大な經濟的壓力をもつてゐるし、そのうえ……彼等は地主にたいしては卑屈な屈從をさえしはば強いられるのである。もちろん理論的にいへば、小作料が差額地代であるかぎり、かならずしもそれは農業内部の剩餘價值だといへないし、したがつて地主が直接農民を搾取しているとはいへない。むしろ農産物價格が……低い水準にきまることに農民の窮乏の究極的な原因があるのであり、したがつて自作農であつてもけつしてその状態はいいとはいへないのである。けれども農民からいへば、地主には收穫物の半分をとりあげられてしまふわけであるし、地代部分までも所得となしうる自作農のほうがいくらか餘裕があることもたしかであるから、地主に對抗して、小作料を引きさげさせたり、耕作權を擁護したりすることになれば、農民はより強く結集し、團結しうることになる。」(大内力「農業問題」『岩波全書』三四)

二一四—五頁)。だが「地主に對するかかる農民運動はむしろ見當ちがいたともいえよう。けれども、農民の意識がじゆうぶん高くなければ、このような形の農民運動以外には展開の可能性はないのである」(同上二一六頁)。

地主制の分解、機能の喪失は、すでに昭和十三年の農地調整法の公布、および十四年の小作料統制令の公布に、その端緒をおくことが出来る。農地調整法は、小作法研究資料(大正十年)から農地法案(昭和十二年)にいたる農地關係の法的規制の一應の體系化であるという點において、また大正八年を轉期とする地主制の凋落過程に照應する小作立法の企圖が、農地法案を経て、小作法としてはその機能を極度に喪失し、小作關係の規定としては、小作契約の第三者に對する對抗力に關するものと、小作契約の解約の申入または更新の拒絶の制限に關するものと二條にすぎないといえ、とにかくも——昭和十三年にいたつて、農地調整法という形に結實しえたという點において、地主制の機能分解の端緒を表示するものであつた。そこには、自作農創設について道府縣・市町村は地主に對して土地の解放につき協議をもとめることが出来るとし、また自作農創設のため未墾地の收用または使用をみとめた、土地の強制解放への接近を示す規定がみられ、小作權を物權化するとともに、農地の賃貸人または賃借人が「信義ニ反シタル行爲ナキ限り」賃貸借の解約をなしたまたは更新を拒むことをえず、また解約や更新の拒絶にあつては市町村農地委員會に通知しなければならぬとする等、耕作權の保護に關する規定が含まれている。

農民層の分解と農業安定化の要請とにみちびかれた小作料統制令は、小作料および小作條件を現状に固定するばかりでなく、適正小作料の設定をも可能ならしめたことにおいて、それにつづく地主制に對する獨占資本主義的統制の第一歩を印するものであつた。

さらに地主の社會經濟的機能の喪失は、昭和十五年の米穀管理規則公布による主食の供出および配給制度の進展によつて一層明確にされる。食糧供出制度は小作料を(地主保有米をのぞいて)事實上代金納化し、昭和十六年度産米からはじまつた二重米價制は、地主米價と生産者價格との差額を漸増させ、現物量としての小作料は一定であつても、小作料率は實質的にはなほだ低いものとなつた。すなわち、この過程を通じて、從來の高率現物小作料は低額・低率・金納化の方向におしすすめられ、地主をしてその社會經濟的機能を失わせ、かくて地主制はその實質的な解體の方向をたどつたのである。

農地改革が、すでに凋落・分解の過程を辿り、その機能を喪失しつつあつた地主制を解體・變貌せしめた點において、劃期的な意義を有するものとするならば、地主制の凋落・分解をおしすすめた要因はなんであつたであろうか。そこに商品生産の發展にともなう地主的土地所有と零細農民經營との對立が注目されなければならぬとするならば、そこに醸成され、激發された農業危機の克服を通じての、日本資本主義の再編成の過程および形態が、農地改革の意義を規定することになる。農地改革の性格を明らかにするであろう。

本稿は、右のような諸點を考慮しながら、——その詳細な分析は別稿に譲られる——農地改革によつて分解をよぎなくされた地主層はどのような構成をもつていたのであろうかといつた點について、農地改革を通じての地主制變貌の過程を明らかにするための準備として、若干の考察をおこなうとするものである。

二

地主層の構成を検討するために使用しうる農地所有累年統計としてあげうるものは、農事統計(帝國農會調査・明治三十六年—昭和十五年)である*。それによれば、昭和十五年度耕地所有農家總戸數五、〇八五、二〇一戸のうち、五反

未滿所有戸數四七・七三%、五反乃至一町二六・三八%、一町乃至三町一八・七五%、三町乃至五町四・三九%、五町乃至一〇町二・〇九%、一〇町乃至五〇町〇・八四%、五〇町以上〇・〇五%となつてゐる。

* 農事統計は明治三十五年農商務省令第二十六號「農會ニ農事ニ關スル事項調査ノ件」によつて農商務大臣が農會に對して毎年調査することを命じた諸事項に關する報告である。そのうちには第三號、「自作田畑及小作田畑ノ各反別」、第七號、「耕地(田畑)所有ノ廣狹ニ依リ區別シタル農家(耕作ニ從事セザル地主ヲ加フ)戸數」、第八號、「耕作スル耕地(田畑)ノ廣狹ニ依リ區別シタル農家戸數」が含まれてゐる。これに關し、明治四十一年四月二日農務局長通牒「明治三十五年農商務省令第二十六號改正ニ關スル通牒」は「調査ノ標準」として「第七號農家戸數ハ區域内ニ現在スルモノヲ計上シ所有耕地ハ區域外ニ在ルモノト雖合算シ調査スルコト」とのべ、また「第三號ノ面積合計ト第七號及第八號ノ調査ニ要スル面積合計トハ必ス一致スルヲ要」するものとしてゐるが、さらに、同年五月十六日農務局長通牒によれば「報告様式及調査標準」に關して「第七號及第八號ノ調査ニ要スル面積合計ト第三號ノ面積合計ト必ス一致スルコトト定メタルハ一見矛盾ノ嫌アルカ如シト雖右ハ農會カ必ス自ら直接ニ調査ス、ヘキ區域ヲ定メタルモノニシテ農會ハ調査ニ當ツテハ先ツ其區域内ノ全耕地(第三號ノ面積合計ト一致ス)ニ付事實ヲ調査シ若シ區域内ニ他地方ノ農家ノ所有又ハ耕作ニ要スルモノアラハ之ヲ關係農會ニ通知シ互ニ調査ノ便宜ヲ得セシムルノ趣旨ニ有之矛盾セル定メニハ無之候」とあつて、農地所有統計は屬人主義によるべきことを明示してゐる。

しかし、農事統計は市町村別に集計され、「其の調査方法は市町村農會を調査の義務者と定め、市町村農會は夫々獨自の方法によつて之を調査報告してゐた」(農林省統計課「田畑所有状況調査」(昭和十六年四月現在)二頁)ので、その基礎が充分正確であるとはいへばかりでなく、調査方法にも正確な規定がなく、したがつて、その調査數字が正確を期し難いことが、まず第一に注意されねばならない。更に、原則としては屬人主義がとられてゐるのであつて、土地所有者(地主)の現在する地において、その所有耕地の所在がどこであるかと、すべてその所有耕地を計上することになつてゐるのであるが、事實上、このような取扱いは困難が多く、市町村農會相互間の連絡がかならずしも完全におこなわれるとはいへないので、大耕地所有者の所有耕地は分割

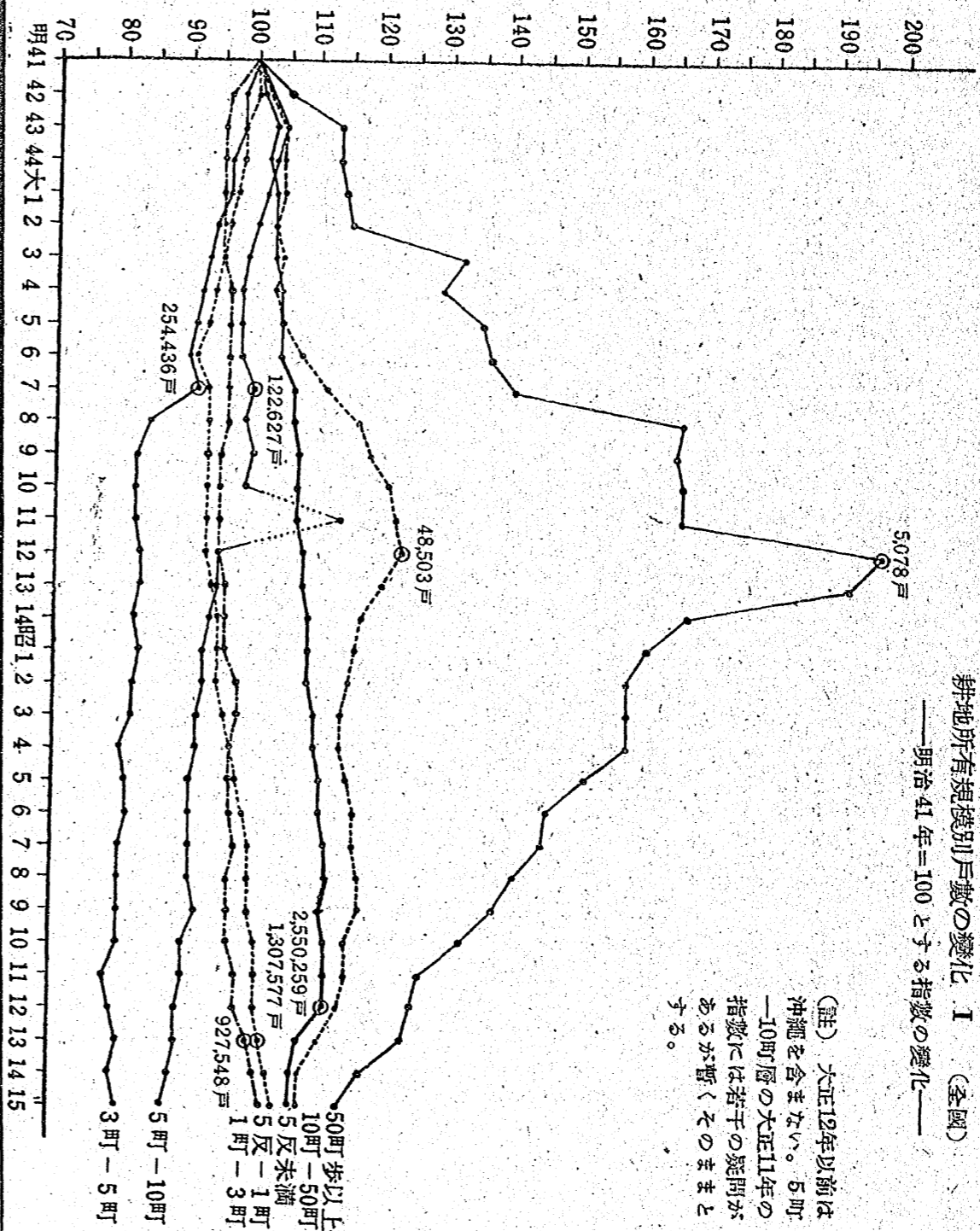
して集計される可能性がなしとはいへない。また日本の農業において、土地所有なり、農業經營なりが問題とされる場合には、單位としてとられるものは個人なり、法人なり、あるいは農場なりではなくして、「農家」である。しかし、名寄帳や土地臺帳の記載は個人または法人が基準になつてゐる。したがつて、一農家のあるいは一戸の耕地所有面積をこれらの名寄帳や土地臺帳から知るためには、それぞれの個人所有の高を「戸」として集計しなければならぬのである。このような點にも、大耕地所有者の分割集計の可能性が存するといわねばならない。

以上からするならば、農事統計における耕地所有戸數は、大耕地所有者にあつてはその最小限の數字を、小耕地所有者によつてはその最大限の數字を示すものと考えべきであらう。

耕地所有規模別戸數に關する右の資料に示された、改革前における耕地所有農家各層の動向からするならば、大正八年(一九一九年)と昭和十三年(一九三八年)を土地所有構成の、したがつて地主制の轉期として、指摘すること出来る(次圖參照)。すなわち、一應資料の始點とされた明治四十一年以降、五反未滿層の増加と一〇町一五〇町歩層および五〇町歩以上層の増加に對する中間諸層の減少に示された土地所有の集中化および中間所有層の分解の傾向は、大正八年を轉期として、小土地所有への分散化傾向となつてあらわれ(五反未滿層および五反一町歩層の漸増、一町一三町歩層の停滯、三町一五町歩層および五町一〇町歩層の急減、一〇町一五〇町歩層および五〇町歩以上の大土地所有層は大正十二年を頂點として急減する)、さらに昭和十三年を轉期として、土地所有の分散化傾向の一層顯著な展開が示される(大土地所有層の凋落と五反未滿層の減少、五反一町層および一町一三町歩層の増加、三町一五町歩層の停滯)。資料における始點とされた明治四十一年から大正七年にいたる土地所有集中化の傾向は、自作農家の減少、小作農家の増加、自作農家の増加に對應し、かつ、零細自作層の解體、その農業外への流出を一方の極としてもち、經營規模五反未滿層

耕地所有規模別戸数の變化 1 (全國)

——明治41年=100とする指數の變化——



(註) 大正12年以前は沖繩を含まない。5町-10町層の大正11年の指數には若干の疑問があるが暫くそのままとする。

および五反—一町層の上層への上昇、一町—二町層の累増に示される、小作的な乃至は小自作的な性格における「小農層」の發展を他方の極としてもつことによつて、地主制の危機を内包しつつあつたのである。大正八年を轉期とする小土地所有への分散化傾向は、自作農家の増加(大正十三年以降)、小作農家の減少(大正九年以降減少、大正十二年以降急減)、自小作農家の累増(とくに大正十二年以降急増)に對應し、經營規模五反未満層の減少と、二町—三町層の減少(大正七年以降)、三町—五町層の繼續的な、また五町以上層の斷續的な減少、中間層の増加を農業經營分解の指標としてもつ、自作的な、乃至は自作的な小農經營の確立の過程として示され、大正七年米騒動につづく小作爭議頻發の段階に直面して、大正九年小作制度調査委員會の設置(大正十年小作法案研究資料發表、大正十三年小作制度調査會設置)、大正九年自作農創設事業の開始(大正十一年簡易生命保險積立金融通、大正十五年自作農創設維持補助規則)、大正十三年十一月二十二日小作爭議調停法公布、昭和二年三月十日小作法案農務局發表、昭和六年二月十五日小作法案第五十九議會提出、これらの過程のうちに、凋落しつつある地主制への補強がうかがわれる。「小農層」の形成はその分解を否定するものではない。昭和五年の農業恐慌は自作農家の減少(昭和七年以降)、小作農家の増加(昭和六年以降)、自小作農家の累増(昭和八年以降減少)をもたらし、經營規模五反未満層の減少(農業外への分解)、五反—一町層の漸減(昭和八年以降。五反未満層への落層と一町—二町層への上昇)と一町—二町層の累増、二町—三町層の、昭和六—七年における一時的増加(主として三町歩以上層からの落層、一部二町未満層からの上昇)のあとをうけての停滯、これらの過程のうちに、「小農層」の分解と再編の過程は總括的に示されている。そして、昭和十四年以降における自作農家の増勢への轉化、昭和十三年以降における小作農家の減少、および自小作農家の減少は、右の經營規模別農家の動向と對應して「小農層」の再編成を示すものにほかならない。すなわち、昭和十三年を轉期とする地主制の分解と、所有規模別農家戸數

地主層の構成

の變化からひき出された土地所有分散化の傾向とは、地主層の動きとしてみるならば、その一部にみられる自耕化の促進〔小農層〕の形成および固定化の一部。自作層の増加〕および寄生地主の小規模化（小作層の減少と不耕作地主の増加）として理解されるものととくである。

右の資料に示された大土地所有は、しかしながら、主として北海道にみられるところのものである*。昭和十五年の数字についていえば、五町一〇町歩所有農家の三六・一%、一〇町一五〇町歩所有農家の四五・一%、五〇町以上所有農家の四〇・八%が北海道に属する。そこで、いま北海道および沖繩を除いた全府縣についてみれば、五〇町歩以上層は大正八年を頂點として下降傾向をたどり、大正八年を轉期とする三町歩以上諸層の減少と一町一三町歩層の増加、一町未満層の増加と、昭和十三年を轉期とする三町歩以上諸層の減少、一町一三町歩層および五反一町歩層の増加、五反未満層の減少とが明瞭な對向を示し、さきに示した轉期の意味は一層明確となつていのである。大正七年にいたる總所有戸數の減少は、土地集中化傾向とならんで、零細自作農家の分解を示し、大正八年以降におけるその増加趨勢は、自作乃至は自作的な「小農層」の形成および寄生的小土地所有者の増加（兩者の動向は不耕作地主の變化にみられることとくである。大正十三年以降減少、昭和六年以降増勢に轉化）を示すものといえよう。

* 北海道地主の構成については別にとりあつかわれねばならない。本稿においてはこの部分は除外されている。

** ここに「不耕作地主」としてあげられている数字は耕地所有農家總數より自作農家數および自作農家數の合計を差引いて得られた推定数字であり、したがつて、第一に、最大限を示す所有農家總數から比較的眞實に近い自作農家數および自作農家數を差引いて得られた「不耕作地主」數は單に最大限を示す数字にすぎないこと、第二に、耕地所有者にして小作農たるものは存在しないという假定が含まれていることが注意されるべきである（東畑精一「農地をめぐる地主と農民」二四一―二七頁）。

耕地所有規模別戸數の變化 II (全府縣)

明治41 昭和15	貸 %	10町—50町		50町以上		計	不耕作地主		指數
		指數	貸 %	指數	貸 %		指數	貸 %	
明治41	2,267,093	100.0	1,277,702	100.0	899,985	100.0	227,495	100.0	94,049
昭和15	47.20	26.60	18.74	102.2	18.66	100.2	4.74	100.0	1.95
明治41—大正1	58,148	102.6	—	49,298	96.1	—	44,157	95.1	7,296
大正1—大正6	21,232	103.5	—	69,279	90.7	—	6,922	95.9	20,034
大正6—大正8	13,235	104.1	—	5,745	91.2	—	3,566	96.3	4,180
大正8—大正11	3,404	104.2	—	4,367	91.5	—	8,183	95.4	6,378
大正11—昭和2	46,924	106.3	—	24,341	93.4	—	7,057	96.1	1,579
昭和2—昭和4	22,561	107.3	—	18,313	94.8	—	5,911	95.6	8,921
昭和4—昭和7	34,476	108.3	—	37,806	97.5	—	2,457	95.7	668
昭和7—昭和12	3,823	108.7	—	17,819	99.2	—	2,314	96.0	5,657
昭和12—昭和15	112,625	—	+	37,837	—	+	37,701	—	665
昭和15	2,350,708	103.7	1,305,355	102.2	901,751	100.2	181,808	79.9	67,779
貸 %	48.64	27.01	18.66	102.2	18.66	100.2	3.76	79.9	1.40
明治41	34,348	100.0	2,217	100.0	4,802,891	100.0	975,787	100.0	—
昭和15	0.72	0.04	0.04	78.6	100.00	100.6	—	102.6	—
明治41—大正1	748	98.0	—	100	104.5	—	44,403	99.1	65,310
大正1—大正6	2,346	91.0	—	52	106.9	—	71,411	97.6	42,327
大正6—大正8	589	92.7	—	82	110.0	—	28,356	98.2	28,205
大正8—大正11	756	90.5	—	97	106.2	—	7,993	98.0	7,087
大正11—昭和2	2,342	83.7	—	181	98.0	—	69,437	99.4	24,795
昭和2—昭和4	1,624	81.9	—	38	96.3	—	22,753	99.9	6,045
昭和4—昭和7	1,069	78.8	—	61	93.5	—	71,707	101.4	36,324
昭和7—昭和12	2,783	70.7	—	263	81.5	—	2,092	101.4	80,392
昭和12—昭和15	788	—	—	64	—	—	40,885	—	12,688
昭和15	23,481	68.4	1,742	78.6	4,832,544	100.6	1,001,526	102.6	—
貸 %	0.49	0.04	0.04	78.6	100.00	100.6	—	102.6	—

(註) 北海道および沖繩を除く。

地主層の構成

しかしながら、耕地所有者はその全部が寄生的な貸付地主ではないこと、いうまでもない。しかしそのなほほどがその所有耕地を貸付けているかについては、なにもものも、以上の資料からはあきらかにしえない。また土地所有の集中化および分散化の傾向も、各層に属する農地面積の變化を辿ることなしに、單に各層における農家戸數の變化を追うことだけからは、充分であるとはいえないのである。しかし、この點をあきらかにする全國的な資料も存しない。また各階層の動きも、これを全國的に總括しえたとしても、地域的にはそれぞれ異なつた意味をもつことも、充分考へられるところである。

三

所有規模別農家の各層によつて、どれだけの耕地が所有されているかに關する調査資料としては、昭和十年についての「耕地所有面積廣狹別戸數及面積調」(農林省統計課)の全國合計が存するのみである。そこで、これらの數字から昭和十五年における所有面積廣狹別所屬面積——以下の計算では特に註記しないかぎり北海道と沖縄はのぞかれる——を推計すれば、七六%を占める一町歩以下の零細耕地所有者によつて、耕地面積の三七%が所有され、五・七%を占める三町歩以上の所有者によつて、その三四%が(二%を占める五町歩以上所有者によつてその二〇%)所有されていることになる。昭和十五年耕地所有規模別農家數は四八三萬戸となつてはいるが、この所有農家の性格は右の數字にます示されるであらう。

ところで、問題は地主層であるが、この耕地所有農家の各階層にどのような割合で貸付地が分布しているのだろうか。いまそれを検討する資料として、「昭和十三年九月一日全國農家一齊調査—我國農家の統計的分析」について、自作別・規模別農家戸數およびその自作面積から、各所有階層別自作農家戸數および自作面積を推定し、それを基準として各所有階層別の自作農家および自作面積を算出してみれば、一町未満所有層では所有農家の八四%、一町—三町歩所有層では七二%、これに對して三町歩以上の所有層では一一%がその耕地の全部あるいは一部を自作しているものと推定され、また、一町未満所有層においてはその所屬面積の二二%、一町—三町歩所有層においては二三%、これに對して三町歩以上の所有層においては九一%が貸付地とされていることとなる。貸付面積總計からいうならば、一町未満層によつてその一七%、一町—三町歩層によつて一四%、三町歩以上層によつてその六九%が占められていることとなる。それぞれの所有階層の性格は右の數字のなかに明示され、「地主層を問題とするかぎり、右に示された三町以上層の貸付地的性格から、三町歩所有をその限界線として指摘することが出来るであらう。

* 二十一年四月二十六日における農家人口調査にも各經營規模區分に所屬する耕地面積の自作地・小作地別集計が發表されているが、經營規模別・自作別それぞれの所屬面積が全國的に集計されているのは、昭和十三年「全國農家一齊調査報告」のみである。なお耕地面積については、大正十四年農商務省が農林省と商工省に分離し、農商務統計報告規則が廢止され、大正十四年十月二十八日農林省令第二十五號によつて農林省統計報告規則が制定されるとともに、それにしたがつて、毎年の耕地擴張潰廢面積と年末現在の面積が田畑別に報告されることになつた。農事統計の耕地面積にかわつて、昭和元年からこの屬地主義による耕地面積が掲げられることになる。耕地面積は田畑別で、自作別はない。第十七次農林省統計表(昭和十五年)にいたる自作別内譯は、それ自體の調査ではなく、農事統計における自作・小作別割合で按分算出したものである。昭和十五年十二月二十八日附農林省令第百十一號によつて、農林水産業調査規則が制定されるに及んで、この屬地主義統計は「様式第四號、田畑増減面積」として繼續され(報告現在日は毎年八月一日)るとともに、第十八次農林省統計表(昭和十六年)以降はセンサスによつて屬人主義統計の耕地面積が毎年自作別に掲げられることとなつた。(「農地改革執務參考」第三十六號二二六一—三五頁)。

地主層の構成 I ——所有規模別——

昭和10年耕地所有 農家別戸数及面積調]	昭和15年度推計		昭和13年全国 農家一斉調査]		昭和15年度推計										
	所有戸数	所有面積	推計	推計	推計	推計									
5反未満	2,555,011	922,708.8	48.64	868	17.2	5,153,774	1,339,177	3,137.6	8.4	1,478	404.22	515.4			
5反—1町	1,304,060	991,397.7	0.76	1,305,358	27.01	1,014	20.0	3,137.6	8.4	1,478	404.22	515.4			
1町—3町	905,930	1,423,232.1	1.57	901,751	18.66	1,437	28.5	658.9	72	1,111	326.23	242.9			
3町—5町	221,178	842,012.0	3.81	181,808	3.76	706	14.0								
5町—10町	111,112	765,285.9	6.89	67,779	1.40	479	9.5								
10町—50町	45,773	743,941.7	16.25	22,481	0.49	393	7.8	39.251	126,732	34.5	11	148			
50町以上	3,410	289,375.5	82.22	1,742	0.04	146	2.9								
計	5,146,474	5,969,044.6		4,832,544	100.00	(5,043,946)	100.0	3,856,605	2,467,602	(3,831,013)	78	(2,736,581)	2,306	46	1,001.6

(註) 1) 各所階層別所屬面積推計の基礎とした「昭和10年耕地所有面積別農家別戸数及面積調」は、同年の農事統計の数字に比して、戸数において983戸、面積において89,708.4町歩すくなくなつてゐる。推計は右から計算した一戸當り面積を基準とし、昭和15年農林省統計表における農地主義統計による耕地面積(北海道・沖繩を含まず)5,043,946町を各階層に按分したものである。

所屬面積の右のような推計の仕方については、第一に、昭和10年より昭和15年にいたる各階層別一戸當り平均面積の變化、および第二に、昭和10年の調査では北海道と府縣とが合算されてゐるので、北海道と府縣との一戸當り平均面積の差が考慮されなければならぬが、當面それを明らかにする充分な資料は存しない。

2) 耕地所有者のうち自作者(自作農および自作兼地主)を推計するため、「昭和13年9月1日全國農家一斉調査」(北海道および沖繩をのぞいた耕地總面積は4,526,995町である)によつて、その基準を定めた。各層の数字は、1町未満所有に屬する自作者は同調査1町未満の自作農と1町—2町層自作農の合計、1町—3町層所有に屬する自作者は同調査1町—3町層の自作農と3町—5町層の自作農の合計等々、また面積は同調査に1町未満の自作農の自作地と1町—2町層自作農の自作地の合計、1町—3町層の自作農の自作地と3町—5町層自作農の自作地の合計としように、算出した。この根據はたとえば1町—2町層の自作農の自作地平均一戸當り7反8畝、3町—5町層自作農の自作地平均一戸當り1町8反9畝等々に存する。

右の自作者および自作面積の各階層における比率から、昭和15年農事統計における自作者3,831,013戸、および農地主義統計の数字を農事統計の自作・小作別割合で按分した自作地2,736,581町の各階層別分布を算出した。耕地面積總計から自作面積を差引いたものは貸付面積(自作地主および不耕作地主による)であるが、上に「自作者」として掲げた数字のなかには、貸付地を有するものも當然ふくまれている。

もつとも、右の資料からの推計にあつては、經營規模別・自作小作別が基準とされてゐるので、所有規模別基準とは嚴密には對應しない。ここでは、たとえば三町歩以上所有層についていえば、三町歩以上を所有し、三町歩以上を自作するものが計算されてゐる。したがつて、第一に、所有規模と經營規模とは並行する場合もあるが、つねに並行するとはかぎらないので、自らは零細な經營をいとなみ、その所有地の大半を貸付けているというような場合は農業經營者としては下の階層に計算されることになる。右の推計の結果としては、下層は若干過多に、上層に若干過少に分布されることとなつてゐると思われが、これを補正すべき充分な資料は存しない。第二に、「自作農家」として推定したものなかには、いわゆる自作農に屬するものももちろんであるが、自作農もしくは自作小作農で貸付地を有するものも含まれてゐる。總耕地面積のうちから自作地を差引いた残り貸付地にほかならないが、この貸付地は——右の結果として、下層に若干過少に、上層に若干過多に分布されてゐると考えられるけれども——右の各階層に屬する自作農家の一部(自作地主および地主自作)と耕地所有者から自作農家を差引いたいわゆる「不耕作地主」によつて貸付けられてゐるわけである。第三に、このいわゆる「不耕作地主」は各階層におけるその最大限を示すものである。この算出の方法からすれば、一方に貸付地を有し他方に小作地を經營する地主小作も、不耕作地主として計算されることとなり、このような地主小作が皆無とはいへないからである。そして、以上の結果からするならば、「不耕作

作地主」とされるものの總數の半ばは一町以下の零細貸付地主によつて占められている結果となり、貸付面積からいへば、三町歩以上層に集中している結果となる。

自作層あるいは自作地主的な性格を主流とする一町―三町歩所有層をしばらく措くとすれば、一町未満所有層の零細貸付地主と三町歩以上所有層の寄生地主とは、前者が農村の中小商業や公務自由業等と結びつき、後者が一面小作料に依存し、他面相當規模の農業をいとなみ、あるいは商業資本家や地方産業資本家等として、農村に確固たる地歩を占めている點、等しく貸付地主として存在しても、範疇的には異なるものとされねばならない*。後者の地主的性格に對して、前者の農民的な(零細貸付地をもつ自作・自小作)あるいは非農民的な(零細不耕作地主・不在地主)性格が對峙する。そして、諸々の資料分析の結果からするならば、地主寄生化の最低限として三町歩の線が劃されるようである。(拙著「日本農業構造論」二版四三〇頁)。

* 先年農地改革過程に關して實地調査をおこなつた神奈川縣中郡金目村の二部落(大久保・廣川)についても、村における支配力の所在が三町歩以上所有層で占められることは明白である。

神奈川縣中郡金目村大久保

(昭和22年2月1日)

所有規模	戸數	所有面積 反	貸付					借入面積		一戸當り 反
			5反未満	5反―1町	1町―3町	3町―5町	5町―10町	10町―30町	反	
所有せざ	8	0						61.5	61.5	7.7
5反未満	8	17.7	1	0.6				82.4	99.6	12.4
5反―1町	4	27.1	2	2.1				20.8	45.8	11.5
1町―3町	8	117.5	4	11.3	2	15.4		12.2	103.0	12.9
3町―5町	2	68.6					2	44.1	24.9	12.5

所有規模	戸數	所有面積 反	貸付					借入面積		一戸當り 反			
			5反未満	5反―1町	1町―3町	3町―5町	5町―10町	10町―30町	反		反		
5町―10町	1	55.2								12.1			
10町―30町	1	133.0						1	121.5	11.5			
計	32	419.1	7	14.0	2	15.4	2	44.1	1	43.1	177.3	358.4	11.2

同上 廣川

所有せざ	2	0	3	3.7	1	7.0	1	10.1	1	30.3			7.5	7.5	3.8
5反未満	9	20.9	3	3.7									47.6	64.8	7.2
5反―1町	10	67.2	3	1.1									45.3	111.8	11.2
1町―3町	9	141.2	4	5.4	1	7.0	1	10.1					13.2	139.9	15.4
3町―5町	2	64.8					1	24.5	1	30.3			0	10.6	5.3
5町―10町															
10町―30町															
計	32	294.1	10	10.2	1	7.0	2	34.6	1	30.3			113.6	334.6	10.5

廣川にはほかに純粋の寄生地主2戸(貸付地10.5反および1.0反)がある。

わが國において農家の貸付地が總括して調査されたのは昭和二十二年八月一日の臨時農業センサスにおいてである。もともと、昭和十六年度夏期調査以來「貸付耕地一町歩以上ノ土地所有者ニシテ農業ヲ營ムモノ」が調査されているが、それは自小作別農家の一項目として戸數の調査がおこなわれたにすぎない。ただ、昭和二十二年臨時農業センサスは農地改革の途上におこなわれており、「調査の結果を都道府縣別にみると、土地改革の進捗したところとそうでないところとは、申告の結果はかなりの相違」を生じていることが注意されねばならない。貸付耕地一町歩以上を有する農家について、前年昭和二十一年度の數字に對して臨時農業センサスの結果が著しく大きくなつてい

(二〇五、八一五戸に對する二四〇、〇〇四戸)のは「主として調査方法の差違にもとづく」と同時に「土地改革の當初におけるかなりの土地取上げがあり、不耕作地主が新しく農家となつたことによる増との兩者」にその原因が歸せられている(「農林省統計月報」第一二一號)。

臨時農業センサスの集計の利用については右の點が考慮されなければならないが、その考慮のうえで、この整理の結果を検討すれば、

第一に——この資料は、上掲の所有規模別統計と異なり、その範圍は農業經營者(自作農、自作兼小作農および小作農)に限定されているのであるが、そのかぎりにおいて——土地所有の零細性と對應して、貸付地の零細性が指摘される。農業經營者で一町歩以下の貸付地を有するものは、農家總數の一八・三%、貸付地を有する耕作農業の八一・三%に及んでいる。貸付面積推定からすれば、その三一・八%がこの農家によつて占められていることになつてゐる。これには、第一に、この資料が農地改革の進行中のものであるということ、第二に、農地所有者がその住所のある市町村の区域内において所有する小作地の面積とそれのもの所有する自作地の面積の合計が(平均)三町歩を超えるときは、その面積を超える面積の當該区域内の小作地は買收の對象となる(自作農創設特別措置法第三項)といふことを考慮に入れて、一部は農地改革に對する動きがありこまれてゐること、またこのなかにも農地買收の對象とされるものが含まれてゐることを看なければならぬが、とにかく、保有限度以下(同法第三條第二項)の貸付地がここに示される。

第二に、貸付面積推定からすれば、一町以上の貸付地主によつて六八・二%が貸付けられてゐる。所有面積が經營地と貸付地とにどのように分けられるかは、耕地所有者の個別的な事情によることであるが、右の資料においては、一町以下の農業經營をいとなみ、一町以上の耕地を貸付けてゐるものは一一八、六〇九戸、貸付地所有農家の九・二

地主層の構成 II ——貸付規模別——

總 数	貸付耕地の面積							計	貸付耕地面積	一戸當り貸付面積
	2反未満	2反—5反	5反—1町	1町—2町	2町—5町	5町以上				
4,417,387 (77.5%)	470,477 (8.3%)	342,887 (6.0%)	230,896 (4.0%)	135,357 (2.4%)	76,150 (1.3%)	27,997 (0.5%)	1,284,261 (22.5%)	1,067,011	0.83	
952	88	72	99	37	41	24	361	27.5	1.65	
1,999,204	181,666	116,225	61,669	32,995	18,079	6,605	417,289	17.4	0.66	
1,414,836	152,719	106,205	77,824	34,603	19,014	7,313	397,678	21.9	0.74	
879,043	119,137	100,519	78,186	52,989	26,547	9,114	386,492	30.5	0.92	
108,409	14,955	17,150	15,145	12,485	9,688	3,542	72,965	40.0	1.39	
14,378	1,867	2,640	2,329	2,635	2,594	1,204	13,769	48.9	2.23	
551	45	75	93	111	185	175	684	55.4	5.48	
14	0	1	1	2	2	20	26	65.0	21.32	
農家自作地 2,557,413										
不耕作地主所有地 643,873										
一戸當り貸付面積推定(中央値)	10反	3.5反	7.5反	15.0反	35.0反	91.0反	80反			
貸付面積推定	47,047	120,010	173,171	203,785	266,525	256,471		1,067,011		
面積 %	4.4	11.2	16.2	19.2	25.0	24.0				
戸数 %	36.6	26.7	13.0	10.6	5.9	2.2	100.0			

昭和22年8月10日臨時農業センサス・「第24農林省統計表」。北海道は除かれている。

(註) 貸付面積の推定は各貸付規模の中央値をとり、戸数を乗じた。なお5町以上層については、貸付耕地總面積が明らかでないので、5町未満層計算の殘餘分から一戸當り貸付面積を逆算した。

%を占めている。農地改革に際しての土地取上げはこのような層においてもとも熾烈であつたと考えられる。

この臨時農業センサスにおいては、「貸付規模」に對置されている「經營規模」には自作地はもちろん小作地も含まれており、これから所有規模と貸付規模との關係は引き出しえない。しかし、貸付規模からいえば、二町—五町歩および五町歩以上の貸付地主の重味は、貸付面積の四九%という數字に示されるところであり、また一町以上の耕地を貸付け、一町以上の經營をいとなむ農家は農家總數の二・一%、貸付耕地を有する農家の九・五%にすぎないが、農地改革を通じての貸付地主の動向をみるに當つて、注目さるべきである。

第三に、この資料においては、「不耕作地主」は含まれていない。臨時農業センサスにおいては不耕作地主所有地として算出されたものは、小作地面積と農村の貸付地との差額であり、したがつて、不在地主所有地、都道府縣・市町村・組合・會社銀行等の所有地を含むものである。不耕作地主とは、ここでは非農家の指稱にほかならない。これら不耕作地主所有貸付地がどのように各階層に分布しているかは、この資料にはもちろん示されないが、さきの所有規模別所屬面積推定の結果からすれば、三町歩以上層にその中心がおかれていゝと考へていいようである。

四

なにほどかの貸付地をもつ地主層が問題とされる場合には、その貸付地の廣狹が階層區分の指標とされること、いふまでもない。そこで、農地改革の過程を視點として貸付地一町歩の線が劃され、地主寄生化の限界として三町歩所有の線が劃されたのであつた。不耕作地主・自作地主・地主自作・寄生地主の諸形態が、それぞれの階層において、またそれぞれの階層に應じて形成され、それに結びつく商業（農村の中小業や米商・肥料商等々にいたる諸形態）・金融業・

地方産業・會社銀行・公務自由業その他の職業が地主層の他の半面を形成する。その一半は他の機會にこれを明らかにしたところであつた（前掲「日本農業構造論」四三—二頁）。その上層は寄生地主的な面と、資本家的な面と相まつて、さらには山林所有を加えて、農村における「地主層」としての支配層を形成する（零細寄生地主はいわばそのリパットの投影にすぎなかつたのである。）そして、このような「地主層」の根幹として、われわれは五十町歩以上の大地主を見出すのである（大正十四年十一月農林省農務局刊の「五十町歩以上ノ耕地ヲ所有スル大地主ニ關スル調査」はそれについて現在利用しうる唯一の調査である。次表參照）。

しかしながら、地主の地主としての性格を問題とするならば、自作地主・地主自作・さらには地主小作といつた耕地地主と、寄生的な不耕作地主とは範疇を異にするといわねばならない。土地所有と經營との分離は農業における資本主義の發達の端緒であり、過程であり、資本制生産様式は、その成果の一つとして、勞働條件としての土地を土地所有および土地所有者から分離し、土地所有者にとつては土地はもはや土地所有の獨占にもとずいてかれが徵收する一定の地代以外にはなにもも表示しないということ、すなわち地主の「不在性」を近代的土地所有形態の一特質たらしめる。いかえれば、土地所有と經營との分離は不在地主の形成をその極限の形態として見出すのである。不在地主の側からいえば、その土地所有の經濟的實現の形態である地代が、いかなる生産關係のうえに形成されようとも、資本の轉形としての土地價格——土地の購買に投ぜられた資本——に對する利子部分として觀念される。だが、近代的土地所有形態は「不在性」をその一特質とするとはいつても、その「不在性」が土地所有をして近代的土地所有形態をとらしめるものではない。土地所有をして近代的形態をとらしめるものは資本制地代の形成にほかならない。土地所有の「不在性」すなわち勞働條件としての土地の土地所有および土地所有からの分離は、逆轉した關係において

五十歩以上地主の構成

1111 (五三三)

地主階級	地主数	所屬面積 町	一戸當り 面積	自作		半自作		地		半地		貸付地 町	不耕作地主
				地主数	面積	地主数	面積	面積	面積	面積	面積		
50町—100町	1,701	115,063.2	67.6	805	47.3	1,382.2	1.20	1,672	113,680.0	596			
100町—200町	562	74,923.4	122.6	385	59.6	443.9	0.59	1,325	74,479.5	227			
200町—300町	129	30,405.4	235.7	46	35.7	443.0	1.46	9,630	29,962.4	83			
300町—500町	68	26,246.5	386.0	21	30.9	199.4	0.76	9,495	26,047.1	47			
500町—700町	29	16,961.2	584.9	7	24.1	253.6	0.15	86,233	16,707.6	22			
700町—1000町	9	7,521.1	835.7	0	0	0	0.24	0	7,521.1	9			
1000町以上	15	26,567.5	1,771.2	7	56.7	64.7	0.94	9,200	26,502.8	8			
計	2,513	297,688.3	1,221	48.6	2,786.8	0.94	29,490.5	1,292					

(註) このなかには北海道・沖縄はのぞかれています。「耕地ノ所在地ノ如何ニ拘ラス管轄道府縣内ニ居住スル五十町歩以上ノ大地主」についての調査。下欄職業構成に示された「自作をなすもの」の数字との間に「い」がみられるが、しばしば「原数字のまま」とする。

世帯主の職業	北海道		東北		関東		北陸		東山		東海		近畿		中国		四国		九州		計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%		
自作をなすもの	150	(22.8)	167	(22.1)	143	(30.6)	174	(48.8)	18	(5.0)	41	(36.0)	40	(35.4)	49	(31.0)	52	(44.8)	117	(84.8)	951	(30.0)
金庫員	261	(40.4)	286	(37.9)	156	(39.6)	101	(28.3)	50	(17.5)	17	(15.5)	28	(24.8)	55	(34.8)	36	(31.0)	101	(80.1)	1,121	(35.8)
金庫員	94	(14.3)	144	(15.1)	33	(7.1)	22	(6.1)	5	(1.7)	20	(17.5)	8	(7.1)	9	(5.6)	14	(11.6)	39	(28.1)	358	(11.3)
金庫員	14	(2.1)	74	(9.7)	18	(4.1)	6	(1.7)	7	(2.2)	3	(2.7)	6	(5.3)	4	(2.6)	4	(3.4)	16	(11.6)	147	(4.6)
金庫員	14	(2.1)	52	(6.9)	13	(2.9)	10	(2.8)	4	(1.3)	3	(2.7)	7	(6.1)	9	(5.6)	1	(0.8)	18	(13.1)	147	(4.6)
金庫員	7	(1.1)	15	(2.0)	1	(0.3)	4	(1.1)	10	(3.1)	3	(2.7)	1	(0.9)	2	(1.3)	1	(0.8)	3	(2.2)	85	(2.7)
金庫員	19	(2.9)	1	(0.1)	19	(4.3)	2	(0.6)	2	(0.7)	6	(5.3)	1	(0.9)	9	(5.6)	7	(6.1)	1	(0.8)	28	(0.9)
金庫員	19	(2.9)	12	(1.6)	5	(1.4)	2	(0.6)	1	(0.3)	1	(0.9)	1	(0.9)	1	(0.6)	1	(0.8)	1	(0.8)	120	(3.8)
金庫員	8	(1.2)	6	(0.8)	2	(0.5)	3	(0.8)	1	(0.3)	1	(0.9)	1	(0.9)	1	(0.6)	1	(0.8)	4	(2.9)	18	(0.6)
金庫員	10	(1.5)	6	(0.8)	5	(1.4)	3	(0.8)	1	(0.3)	1	(0.9)	1	(0.9)	1	(0.6)	1	(0.8)	4	(2.9)	28	(0.9)
計	596	737	447	352	97	99	107	155	116	116	325	5,031	11	144								
人	63	18	21	5	2	15	6	3	11	11	11	144										
計	659	755	468	357	99	114	113	158	116	336	3,175											

農林省農務局「五十町歩以上ノ耕地ヲ所有スル大地主ニ關スル調査」(大正14年11月刊)

ではあるが土地價格から地代が引き出されようとも、それによつて、地代關係を近代化したことにはならないのである。

ここに問題とされる「不耕作地主」が、一面では半封建的な地代關係のうえに立ちながら、他面では、農産物の地主的商品化の機構を通じて、地價への資本支出に對する「利潤計算」のうえに立つてゐるということ、これに對して「小農層」の形成・發展が農産物の農民的商品化と地主的商品化との對抗のうえにおしすめられ、自作地主が、典型的には——右のような對抗を含みながら——地主的土地所有に對する農民的土地所有の妥協・屈服の形態として理解されるということ、ここに、この両者が範疇として區別されなければならない點が存するのである。そして不耕作地主・寄生地主本來の形態は、自作農の土地集積による不耕作地主化よりは、商業・高利貸資本その他、農業以外の分野における貨幣資本の蓄積にもとづく土地の集積にあつたのである。

不在地主に關する調査としてわれわれが利用しうる「昭和十六年田畑所有狀況調査」には當該市町村内居住者とは市町村居住者とは別々に調査され、集計されている。この調査の對象は土地臺帳上の所有者で「同一戸籍ニ屬スル者ノ所有面積ハ一括シテ轉記スルコト」とされ(農林大臣官房統計課「田畑所有狀況調査」(昭和十八年八月刊)五頁)、したがつて土地臺帳からの二義的調査であること、所有階層の區分が田畑を合計した所有面積によつて區分されず、田については田のみの所有階層區分により、また畑については畑のみの所有階層區分によつてゐること、また戸籍上の戸といわゆる地主戸數として觀念される戸と嚴密に一致するかどうか、本調査における土地所有者の住所は當然本籍ではなくその居住地とされているけれども(同上八頁)他市町村居住者についての集計は果して完全といえるかどうかといつた問題はあるにしても、民有有租地について、その居住地別・所有階層別所有狀況の概観はこれによつてあたえら

地主層の構成 III —不在地主—

	昭和15年度推計		昭和16年田畑所有 状況調査における 不在率(町)		不在地主の推計 (昭和15年)	
	所有戸数	所屬面積	戸数	面積	不在地主 戸数推計	同上所有 面積推計
5反未満	2,850,625	868	18.0	19.2	423.1	167
5反—1町	1,305,358	1,014	15.7	15.4	204.9	156
1町—3町	901,751	1,437	12.9	13.6	116.3	195
3町—5町	181,808	706	18.0	18.3	32.7	129
5町—10町	67,779	479	20.1	20.6	13.6	99
10町以上	25,223	539	29.1	30.4	7.3	164
計	4,892,544	5,043			797.9	910

(註) 1) 「昭和16年田畑所有状況調査」では、上述のごとく、田畑それぞれ別に計算がおこなわれていて、田畑合計した階層区分は算出しえない。そこでいま假りに田における不在率(他市町村居住者の田の所有者数およびその所有に属する田の面積の、田の總所有者数および田の總面積に対する%)を基準として計算した。

2) 以上の不在地主戸数および面積は自耕する不在地主(出作地主)および出作面積を含むものである。いま「昭和16年農林統計附帯調査」における他市町村へ出作する出作地面積の比率を算出すれば1.9%となっている。これをもととすれば、不在地主所有推定面積910千町のうち173千町が自作地と推定される。

れる。

いま右によるならば、一町歩未満所有ことに五反未満の零細所有者においてその不在率が比較的高いことが指摘される。(田の所有について、戸数における不在率五反未満一八・〇%、五反—一町一五・七%、面積における不在率前者一九・二%、後者一五・四%)そして、三町—五町歩層、五町—一〇町歩層、一〇町歩以上層と順次にその率は高くなっている。しかしここに「不在」の基準としてとられたものは調査市町村内に居住するか否かであり、したがって、それが直ちに不耕作地主を意味するものとはいえない。第一に、出作自作が考えられるし、第二に、不在地主の所有地から出作自作地を差引けば不在地主(他市町村居住の土地所有者)の他市町村に

おける貸付地が得られるが、出作自作地を持たない不在地主といえども居住地に農地をもち、耕作もおこなうことを排除するものではない。すなわち、不在地主数の推定から不在不耕作地主数を推定することは困難であるといわねばならない。

上掲表「地主層の構成I」「II」および「III」からするならば、

第一に、不在率の高いということがただちに不在貸付地主が多いということを示すものではない。不耕作地主の半ばは一町歩未満所有層に集まっているが、その不在地主数推定が不耕作地主数を上廻っていることは、一町歩未満所有層において、「不在地主」が實は出作自作者である場合がまれではないことを示すものといつていいであろう。したがって、不耕作地主のなかで一町歩未満所有層の占める割合は高く、また一町以下の経営をいとなみ一町以下の貸付地をもつ零細貸付地主が貸付地主の五四%にも上つているといつても、——したがって貸付地主の零細性は確認されなければならないが、——その「不在性」を高く評價することは出来ない。

第二に、耕地所有者の八九%を不耕作地主たらしめている三町歩以上所有層にあつては、不在貸付地主は所有者の一九%を占めているにすぎず、寄生的な貸付地主としてはなお在村地主にその中心がおかれていといわねばならない。「不在地主」の計数はその調査方法および規定の仕方によつて異なるとともに、その多くの場合は、所有耕地の散在からして、一面においては「不在地主」であるが他面においては在村地主であるという形が考えられる。(たとえば前掲「五十町歩以上ノ耕地ヲ所有スル大地主ニ關スル調査」)。

第三に、以上からするならば、寄生的貸付地主・不耕作地主は、一面形式的には土地所有と経営との分離のうえに立ちながら、依然として「在村性」が強く、その「在村性」は、労働条件としての土地を土地所有および土地所有者

耕地所有規模

		5反未満	指数	5反-1町	指数	1町-3町	指数	
地主層の構成	森手城田形島木城湯 青岩宮秋山福栃茨新	明治 41 實 數	362,380	100.0	204,644	100.0	227,638	100.0
		%	40.01		22.60		25.13	
	明治 41-大正 1	- 2,300	99.4	+ 17,063	108.2	- 15,353	93.3	
	大正 1-大正 6	+ 14,428	103.3	- 13,588	101.6	- 10,414	88.7	
	大正 6-大正 11	+ 22,648	109.6	+ 5,152	104.1	+ 7,906	92.2	
	大正 11-昭和 2	+ 18,465	114.7	+ 3,764	105.9	+ 4,362	94.1	
	昭和 2-昭和 7	+ 15,323	118.6	+ 8,647	108.2	+ 4,105	95.9	
	昭和 7-昭和 12	+ 28,608	126.5	+ 10,730	113.4	+ 5,441	98.3	
	昭和 12-昭和 15	- 25,119		+ 6,391		+ 11,703		
	昭和 15 實 數	434,428	119.9	242,803	118.6	235,388	103.4	
%	42.85		23.95		23.22			
重賀郡阪庫良山川 三滋京大兵奈和岡香	明治 41 實 數	480,600	100.0	226,920	100.0	124,984	100.0	
		%	55.53		26.22		14.44	
	明治 41-大正 1	- 9,562	98.0	- 18,529	91.8	- 513	99.6	
	大正 1-大正 6	+ 12,977	100.7	- 9,222	87.7	+ 2,533	101.6	
	大正 6-大正 11	+ 3,584	101.4	+ 3,317	89.2	+ 1,141	102.5	
	大正 11-昭和 2	+ 8,091	103.1	+ 9,646	93.5	+ 1,287	103.5	
	昭和 2-昭和 7	+ 19,982	107.3	+ 15,736	100.4	+ 1,995	105.1	
	昭和 7-昭和 12	- 14,256	104.3	+ 7,301	103.6	+ 1,301	106.1	
	昭和 12-昭和 15	- 27,666		+ 10,182		+ 4,013		
	昭和 15 實 數	473,750	98.6	245,351	108.1	136,741	109.4	
%	53.85		27.89		15.54			

「農事統計」農地改革記録委員会編「農地改革顛末概要」766頁による。

右における地主層の構成は、地域的にはどのような特質が検出されるであろうか。いましばらく、農地改革記録委員会編纂にかかる「農地改革顛末概要」所載の数字を藉りるならば（同書、七六六頁）

別戸數の變化 III

3町-5町	5町-10町	10町-50町	50町以上	計	不耕作地
69,994	29,694	10,408	911	905,669	184,789
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
7.73	3.28	1.15	0.10	100.00	
- 1,941	- 500	+ 332	- 2	- 2,701	- 2,609
97.2	98.3	103.2	99.8	99.3	98.6
- 5,695	- 2,360	- 438	+ 81	- 17,986	- 28,246
89.1	98.4	99.0	108.7	97.4	83.3
+ 1,738	+ 974	+ 226	+ 68	+ 38,712	+ 25,523
91.6	93.7	101.2	116.2	101.7	97.1
- 1,227	- 261	- 45	- 10	+ 25,048	+ 5,057
89.8	92.8	100.8	114.3	104.6	99.8
- 1,968	- 964	- 591	- 14	+ 24,538	+ 8,941
87.0	89.6	95.1	112.8	107.4	104.6
- 107	- 1,481	- 612	- 89	+ 42,485	+ 48,638
86.8	84.6	89.2	103.0	112.1	130.9
+ 4,324	+ 472	+ 217	- 17	- 2,029	- 8,711
93.0	86.1	91.2	101.9	111.9	126.3
65,118	25,574	9,497	928	1,013,736	233,332
93.0	86.1	91.2	101.9	111.9	126.3
6.42	2.52	0.94	0.10	100.00	
20,940	8,617	3,163	215	865,439	201,266
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2.42	1.00	0.37	0.02	100.00	
+ 126	+ 349	+ 38	+ 35	- 28,056	- 37,520
100.6	104.1	101.5	116.5	96.8	81.4
- 793	- 174	+ 103	- 11	+ 5,413	+ 22,268
96.8	102.9	104.8	111.4	97.4	92.5
- 661	- 384	- 155	- 17	+ 6,821	+ 13,994
93.6	98.4	99.9	103.5	98.2	99.5
- 1,161	- 750	- 459	- 36	+ 16,618	- 3,733
88.1	89.7	85.4	86.7	100.1	97.6
- 880	- 669	- 337	- 22	+ 35,805	+ 16,246
83.9	81.4	74.8	76.5	104.2	105.7
- 555	- 732	- 288	- 20	- 7,249	+ 2,565
81.2	72.9	65.7	67.2	103.4	107.0
- 935	- 468	- 135	- 13	- 15,022	- 12,401
76.8	67.1	61.0	60.9	101.7	100.7
16,081	5,785	1,930	131	879,769	202,685
76.8	67.1	61.0	60.9	101.7	100.7
1.83	0.66	0.22	0.01	100.00	

から完全に分離せしめてはいないということが出来る。農地改革にいたるまで、あるいは、日本農業を特徴づけていた高率の現物小作料は、零細農耕と農産物商品化の地主的な機構のうえに立っていたのであつて、そのかぎりにおいて小作料の量と質との二面における農業生産力の地主的展開をめぐつて、地主は農業経営にかならずしも無關心たりえなかつたのである。小作料の現物形態そのものが、半面では減免慣行にその一端が示されているように、地主によ

五

る災害負擔の制度であつたのである。ここでは土地所有は、單なる貸付地主にあつても、土地所有の獨占によつて媒介されて一定の貨幣地代をうけとるといふ單純な貨幣的契約關係をその内容とするものではない。

東北地帯においては、五十町歩以上層と三町歩未満層との兩極的增加、近畿地帯においては、明治末期にいたる三町歩以上層の増加と三町歩未満層の減少および大正期以降のその逆轉が、總括的に指摘される（明治四十二年と昭和十五年との指數の對比）。すなわち、近畿地帯においては、地主制の凋落はすでにその時期を明治末年に劃されるのに對して、東北地帯においては、ここに示されたかぎりでは、大正中期までその時期はすらされている（十町歩以上層の、とくに五十町歩以上層の下降傾向）。一般的にいって、東北地帯における兩極分解の傾向と土地所有の大規模性と、近畿地帯における零細化傾向と土地所有の小規模性とが對比されるであろう。しかも、五反未満層、一町—五反層の増加率に示されるように、近畿地帯はその零細化の趨勢において東北地帯より緩慢である。そして土地所有規模におけるこのような動向は、近畿地帯における小作層の減少、自作層および自作層の増加の趨勢、および東北地帯における自作層の減少、自作層・小作層の増加すなわち小作化の趨勢に對應するものである。近畿地帯における小土地所有への集中、自作小農化の明白な傾向がここに示されるが、昭和十三年を轉期とする「小農層」再編成の過程は、近畿地帯における自作小作層および小作層の自作化（自作小作層の減少への轉化）としてあらわれているのに對して、東北地帯においては自作小作層の自作化（自作小作層の減少への轉化）としてあらわれているのである。

昭和二十二年八月一日の臨時農業センサスの結果によれば、東北地帯（青森・岩手・秋田・山形・宮城・福島・新潟の計、農家戸數九二六、七七三戸）の貸付耕地面積二四四、九三八町歩、貸付耕地所有農家一八四、九一〇戸（一九・八％）に對して、近畿地帯（愛知・三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山の計、農家戸數九六三、九六五戸）の貸付面積二二八、五七六町、貸付地所有農家二二二、三六三戸（二三・〇％）となつてゐる。この兩者の對向は、一戸當り貸付面積、前者一・三三町、後者〇・五八町にまず示される。そして——上述のごとくこの資料には農地改革の進行が折りこま

れていると考えられるが——東北地帯においては貸付面積二町—五町層および五町歩以上層に貸付地の中心がおかれ、それによつて貸付面積の六五％が占められているのに對して、近畿地帯においては五反—一町層および一町—二町層にその中心がおかれ、面積の四七％がそれによつて占められる。そしてここにおける貸付地主の零細性は貸付農家戸數の六八％が貸付地五反歩未満層であることに明瞭である。（「地主層の地域的構成」）

第二に、東北地帯においては、一町—二町層經營を中心としてその前後に貸付地が集中し、かつ經營規模が大となるに於いて貸付率も高くなる傾向がうかがわれるのに對して、近畿地帯においては、經營規模五反未満層乃至は五反—一町層による貸付面積七六％、かつ一町以下の零細經營において、貸付面積が經營面積を超える農家が、東北地帯におけるよりもはるかに多いということ（同上）が指摘される。一町歩以上の貸付地をもち、一町歩以下の經營をいとなむ農家は、近畿地帯において、農家總數の二・三％、貸付地所有農家の九・九％、東北地帯において、一・六％および八・〇％、また近畿地帯において一町歩以上の貸付耕地をもち一町歩以上の經營をいとなむ農家が、農家總數の〇・八六％、貸付地所有農家の三・七％を占めるのに對して、東北地帯においては二町歩以上の貸付耕地をもち一町以上の經營をいとなむ農家、および一町以上の貸付耕地をもち二町歩以上の經營をいとなむ農家が、農家總數の二・五％、貸付耕地所有農家の二・七％を占めている。また上掲「昭和十六年田畑所有状況調査」によれば（「地主層の地域的構成」）、總耕地面積に對する不在地主所有面積の比率において、東北地帯の二〇・六％、近畿地帯の一四・〇％という數字に、また貸付地面積の小作地總面積に對する比率において、前者の三六・五％、後者の二六・三％という數字に、不在所有地をめぐる東北地帯と近畿地帯の對向が示されている。以上の諸點からするならば、東北地帯における地主制の強靱さと、東北地帯においては、不在所有地——ここでは他市町村よりする——の構成が高く、大

地主層の地域的構成 I

貸付規模	貸付地のたいも	2反未満					2反—5町					計	貸付耕地面積	1戸當り貸付面積
		2反	1町	2町	3町	4町	5町	6町	7町	8町	9町			
總數	741,863 (80.2%)	52,056	47,367	35,153	25,588	16,001	7,745	184,910 (19.8%)	244,983町	1.33町				
(新瀉) 新瀉縣 (山形) 山形縣 (秋田) 秋田縣 (岩手) 岩手縣 (青森) 青森縣 總數 926,773戸	總數	189	3	11	6	9	15	8	52	121				
	土地を耕作しない農家	211,414	10,400	8,917	4,731	3,286	1,958	1,194	30,459	37,982				
	5反—1町	221,842	12,513	9,723	8,179	4,239	2,552	1,516	38,722	48,076 (19.6%)				
	1町—2町	240,864	21,131	19,118	13,921	11,158	5,703	2,639	73,576	88,377 (36.5%)				
	2町—3町	58,166	6,687	7,712	6,355	5,214	4,068	1,619	31,656	47,955 (19.6%)				
	3町—5町	10,017	1,307	1,829	1,892	1,605	1,576	765	8,974	20,382				
	5町—10町	363	36	57	67	76	127	95	458	2,072				
	10町以上	8	0	0	1	1	2	9	13	139				
	貸付面積推定係數		5,206町	16,578町	26,365町	38,382町	56,004町	102,448町	244,983町					
	%		2.1	6.7	10.8	15.7	22.5	42.2						
農家自作地不耕作地主所有地		28.2	25.7	19.2	14.1	8.4	4.4		570,485					
總數	741,602 (77.0%)	86,596	64,199	41,168	19,862	8,601	1,940	222,363 (23.0%)	128,576町	0.53町				
(愛知) 愛知縣 (三重) 三重縣 (滋賀) 滋賀縣 (京都) 京都府 (大阪) 大阪府 (兵庫) 兵庫縣 (奈良) 奈良縣 (和歌山) 和歌山縣 總數 963,965戸	總數	339	24	24	57	7	6	5	123	131				
	土地を耕作しない農家	395,231	38,813	27,173	15,314	7,461	3,765	1,004	98,530	53,490 (41.7%)				
	5反—1町	252,949	31,265	22,944	16,100	6,546	2,723	589	80,166	44,323 (34.5%)				
	1町—2町	90,536	16,055	13,570	9,291	5,533	1,941	297	46,687	28,549				
	2町—3町	2,434	428	473	373	300	140	30	1,744	1,752				
	3町—5町	98	11	15	27	12	22	10	97	168				
	5町—10町	15	0	0	1	2	4	8	15	160				
	10町以上	0	0	0	0	1	0	0	1	1				
	貸付面積推定係數		8,630町	22,470町	30,812町	29,793町	27,081町	9,700町	128,576町					
	%		6.7	17.5	23.9	23.2	21.1	7.6		354,008				
農家自作地不耕作地主所有地		38.6	29.2	18.2	9.2	3.9	0.9		77,361					

「第24次農林省統計表」による。

(註) 貸付規模別貸付面積推定については前掲「地主層の構成II」註参照。但し近畿については5町以上層の1戸當り貸付面積を5町歩とし、2町—5町層貸付面積を殘餘からとめた。したがって、東北については5町以上層1戸當り貸付面積13町2反、近畿においては2町—5町層1戸當り貸付面積3町2反となっている。

規模の貸付と地主自作的傾向、およびその結びつき、近畿地帯においては、不耕作あるいは零細耕作地主による貸付と貸付規模の零細化したがつてその反面において自作乃至は自作小農の優位が、兩地帯における地主層の構成的特質として指摘される。「五十町歩以上ノ耕地ヲ所有スル大地主ニ關スル調査」において地主不在率が、逆に東北區に低く、近畿區に高い數字が示されているのは、前者において大地主の居村性が高く、農業經營との結合が緊密であるのに対して、後者の、農業からの離脱・純粹の寄生化への傾向を示すものであろう(他の道府縣に耕地を所有するもの東北區四・〇%に對して、近畿區四四・六%、そのものとも極端な事例として、東京府二〇〇・〇%)。

累年「農事統計」の數字からするならば、沖繩をのぞく全國五十町歩以上所有の地主數は大正十二年五、〇七八戸を最高として、以降減少の一途を辿るのであるが(前掲「耕地所有規模別戸數の變化」I参照)、北海道を除く内地諸府縣についてみれば、大正八年二、四五一戸を最高とし、また東北六縣についてみるならば、昭和五年(六三三四戸)、新潟縣においては最大正九年(二八五戸)、また近畿六縣についてみるならば、大正元年(一一一戸)に、その最高の時點がとめられる。また、昭和十五年の五十町歩以上所有戸數一、七四二戸(北海道・沖繩をのぞく)のうち四五・二%が東北六縣および新潟縣によつて占められ、近畿六縣は僅かにその二・六%を占めるにすぎないといふことのうち、地主制の地帶的據點が示される。そして、地主制の根幹としての五十町歩以上地主の動向に示されたこのような

地主層の地域的構成 II ——不在地主——

〔大正13年50町歩以上ノ耕地ヲ所有スル大地主ニ關スル調査〕

全府縣	地主數	面積	他の道府縣に居住し管該道府縣内に50町歩以上の耕地を所有するもの		地主層に不在率		他の道府縣にわたり耕地を所有するもの		地主の居住する都市以外の地に大部分の耕地を所有するもの		自作戸數	自作面積
			人	%	面積	不在率	人	%	人	%		
全府縣	2,371	253,732.1	90	3.8	14,624.2	5.8	327	13.8	626	26.4	1,221	2,786.8
東關北	752	85,851.1	11	1.4	2,468.1	2.9	30	4.0	126	16.6	352	751.0
東關北	361	31,673.5	33	9.1	3,429.8	10.8	168	46.5	180	49.9	258	1,315.5
東關北	353	47,382.2	7	2.0	1,330.4	3.4	14	4.0	62	17.6	113	135.0
東關北	89	7,313.1	2	2.2	148.3	2.0	19	21.3	34	38.2	59	76.3
東關北	106	11,736.6	5	4.7	1,120.8	9.5	23	21.7	57	53.8	33	57.7
東關北	83	7,211.0	3	3.6	379.9	5.3	37	44.6	43	51.8	46	203.4
東關北	164	17,393.8	10	6.1	2,207.2	12.7	14	8.5	39	23.8	75	67.5
東關北	115	12,289.2	5	4.3	1,488.7	12.1	9	7.8	33	28.7	42	44.2
東關北	343	32,881.6	14	4.0	2,051.0	7.2	13	3.8	52	15.2	143	141.0
北海道	787	148,888.4	129	16.4	41,110.9	27.6	0	0	200	25.4	232	3,955.3
東關北	10	773.6	0	0	0	0	120	1,200.0	117	1,170.0		
東關北	262	39,207.8	6	2.3	1,280.4	3.3	10	3.8	45	17.2		

(註) 50町歩以上所有の地主總數および面積は「地主ノ居住地ノ如何ニ拘ラス管該道府縣内ニ五十町歩以上ノ耕地ヲ所有セル大地主」に關するもの、自作戸數および自作面積は「耕地ノ所在地ノ如何ニ拘ラス管該道府縣内ニ居住スル五十町歩以上ノ大地主」に關して調査されたものである。

〔昭和16年田畑所有状況調査〕

全府縣	耕地總面積	不在地主所有面積	自作自作面積	貸付地面積に對する割合	所有者件數			
					人	%		
全府縣	5,077,346.6	771,821.4	94,822.9	29.9	1,014,923	19.9	856,432	14.1
東關北	846,984.4	174,537.5	18,186.5	36.5	145,284	23.3	114,476	15.8
東關北	1,005,493.5	173,538.7	18,260.6	32.1	234,125	28.5	187,490	17.7
東關北	433,715.0	68,502.4	6,219.0	26.1	81,271	18.1	52,099	12.5
東關北	339,956.6	40,314.5	8,792.0	23.2	63,689	16.6	78,157	16.1
東關北	388,433.2	45,904.6	9,998.1	22.2	81,019	16.1	82,349	14.3
東關北	383,831.7	53,705.4	7,167.5	26.3	110,063	17.5	63,231	12.2
東關北	471,053.2	57,042.7	8,261.1	26.1	104,517	15.9	79,679	11.1
東關北	311,959.1	48,940.5	4,029.8	40.3	61,054	18.0	57,775	14.1
東關北	895,960.9	109,335.1	13,926.3	29.8	133,901	14.5	141,176	12.2
北海道	815,334.3	195,663.4	4,724.4	45.7	9,384	18.3	26,996	28.2

地主制の地帶的強靱性が、地主層の地域的特質のいわば極限的形態としての、右のような東北地帯および近畿地帯についてみられた構成をもたしたのである。そしてまた、五十町歩以上地主調査に示された職業構成(前掲「五十町歩以上地主の構成」)は地主制の存続・凋落・變貌の側面的表現にほかならない。右の五十町歩以上地主調査は、東北地帯における地主と自作經營・一般商業・金貨業等との密接な關係を指摘しているのに対して、近畿地帯においては地主經濟と一般商工業との分化、地主の官公吏・會社員・銀行員化を指摘しているのである。そして、この表に示された地主の職業的地帶的構成は、一部分は地主制の生成過程の特質に、また一部分は地主制の展開過程の特質に、これを負

